

# 富山県広域消防防災センター(四季防災館)施設設備の維持管理業務に係る責任分担

|                                 | 指定管理者 | 県 | 備 考                                                                                                 |
|---------------------------------|-------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 消防学校と共通して管理するもの               |       |   |                                                                                                     |
| (1)施設警備                         | ○     | ● |                                                                                                     |
| (2)法定保守点検設備                     |       |   |                                                                                                     |
| ・非常放送設備                         | ○     | ● | 年2回                                                                                                 |
| ・自動火災報知機、防火防災設備、火災通報設備、屋内外消火栓設備 | ○     | ● | 年1回                                                                                                 |
| ・エレベータ                          | △     | ▲ | 定期点検 1回／3ヶ月<br>遠隔点検 1回／1ヶ月                                                                          |
| (3)ガスヒートポンプ室外機の保守点検             | ○     | ● | 年1回                                                                                                 |
| (4)自動ドアの保守点検                    | △     | ▲ | 年4回                                                                                                 |
| 2 指定管理者が単独で管理するもの               |       |   |                                                                                                     |
| (1)定期清掃                         | □     | ■ |                                                                                                     |
| (2)展示装置等保守点検                    | □     |   | 地震体験機、風災害体験、流水体験、初期消火体験、水圧ドア、ガイダンス映像、地震体験、情報コーナータッチパネル検索、シアター(VR)、〇×クイズコーナー、シアター機器更新／年1回<br>煙体験／年3回 |

(注)

## 【県でまとめて発注し、県が負担するケース】

○・・・指定管理者は、四季防災館に係る維持管理業務の検収報告書を消防学校に提出する。  
(指定管理料への積算は不要です。)

●・・・県において、四季防災館及び消防学校に係る維持管理業務をまとめて委託業者に発注し、維持管理に要する経費は、県が直接、委託業者に支払う。

## 【県でまとめて発注し、県と指定管理者がそれぞれ負担するケース】

△・・・指定管理者は、四季防災館の維持管理に要する経費を消防学校に支払う。  
(指定管理料への積算は必要です。)

▲・・・県において、四季防災館及び消防学校に係る維持管理業務をまとめて委託業者に発注し、維持管理に要する経費は、県が、県負担分と指定管理者負担分を合わせて、委託業者に支払う。

## 【県と指定管理者がそれぞれで発注し、それぞれで負担するケース】

□・・・指定管理者が、維持管理業者と契約し、四季防災館の維持管理に要する経費を、直接、委託業者に支払う。(指定管理料への積算が必要です。)

■・・・県が、維持管理業者と契約し、消防学校の維持管理に要する経費を、直接、委託業者に支払う。